

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持・確保等に関する要請書

平素は、三重県における雇用・労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県の雇用情勢は、有効求人倍率が令和3年12月に1.27倍となり、緩やかな改善がみられるものの、その水準は依然として低く、長引く感染症の影響から引き続き厳しさがみられるところです。

また、令和3年の年間平均有効求人倍率は1.20倍で、前年から0.04ポイント上回ったものの、令和元年の1.66倍から大きく低下するなど、コロナ前の水準まで回復していない状況です。

こうした中、本県においては新規感染者が一時は1,000人を超え、医療提供体制への負荷が大きくなっていることから、三重県まん延防止等重点措置を3月6日まで延長し、経済団体の皆さまをはじめ、関係機関との「オール三重」の体制で、大胆かつ速やかに様々な対応策を実行しているところです。

一方、措置の延長に伴う社会経済活動の停滞から、今後の雇用情勢にもさらに影響が及ぶことが懸念され、県としても国の施策と歩調をあわせ、様々な施策に取り組んでいるところです。

事業主の皆さまには、たいへん厳しい状況の中で、事業の継続等にご努力いただいているところですが、県民の生活に直結する雇用の維持・確保及びテレワーク等の多様な働き方を通じた労働環境の整備などの重要性に鑑み、次に掲げる項目につきまして、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

一 従業員の雇用の維持について

雇用調整助成金や産業雇用安定助成金をはじめとする国の助成制度や、雇用シエア（在籍型出向、兼業・副業など）を積極的に活用いただくなど、従業員の解雇・雇止め等を可能な限り回避し、雇用維持に努めていただくようお願いいたします。

二 有期契約労働者や短時間労働者、派遣労働者の雇用支援について

解雇や雇止め、労働者派遣契約の解除等は労働者の生活に直結するという認識を改めて共有いただき、可能な限り契約の更新等を図っていただくようお願いいたします。やむを得ず解雇、雇止めを行う場合でも、労働関係法令を遵守いただくとともに、新たな就業機会の速やかな確保への御協力や、社員寮等に入居している労働者が離職後も一定期間入居を可能とする支援など、労働者の生活の激変を緩和し、求職活動への支障が生じないよう、できる限りの御配慮をお願いいたします。

三 若年者の就職支援について

2022年度新規学校卒業予定者等が安心して就職活動に取り組めるよう、中長期的な視点に立って、引き続き採用枠と応募機会を維持していただくよう最大限の努力をお願いします。

また、内定を受けた2021年度新規学校卒業予定者等については、内定を取り消すことなく確実に採用していただくとともに、内定に至っていない者の追加採用にも努めていただき、第2の就職氷河期世代を発生させることのないよう、御協力をお願いします。

四 誰もが働き続けることができる職場環境づくりの推進について

多くの社会経済活動をストップせざるを得なかった中で、障がい者や高齢者をはじめ相対的に弱い立場の方々に大きなしわ寄せが及ばないよう、しっかりと目配りいただきますようお願いいたします。また、障がい者や女性、高齢者、外国人など、障がいの有無や性別、年齢、国籍等に関わりなく、すべての働く人にとって多様な働き方が実現できる職場環境づくりを進めていただけるよう特段の御配慮をお願いいたします。

五 職場における感染予防対策等の徹底について

職場における感染拡大を防止するため、業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守していただくとともに、食事や休憩時など「居場所の切り替わり」の場面や寮における共同生活などの勤務時間外も含め、換気や「密」の回避、物品等の消毒など、感染防止対策について周知・徹底をお願いいたします。

また、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、外国人労働者に対する生活・文化の違いを考慮した感染防止対策の丁寧な周知、クラスターが多数発生している高齢者施設での基本的な感染防止対策についても改めて徹底をお願いいたします。

加えて、感染拡大の状況下において急速に需要が高まっているテレワークの普及促進について、国のガイドラインに沿った取組を促すとともに、導入に取り組む中小企業を支援する助成金や、県のテレワーク導入支援の事業を活用いただき、生産性向上と働きやすい職場づくりの両立が図られるようお願いいたします。

令和4年2月25日

三重県商工会議所連合会 種橋 潤治 様

三重県知事

一見 勝之

